

委 託 契 約 書

1 委託業務の名称

令和6年度（2024年度）児童家庭支援センター運営事業委託業務

2 委 託 期 間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

ただし、委託者は、委託期間にかかわらず契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

3 業務委託料

金 円

ただし、第12条の規定による精算の結果、受託者の実支出額が業務委託料の額に満たないときは、当該実支出額とする。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

委託者 北海道
北海道旭川児童相談所長

受託者 住 所
氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙「児童家庭支援センター運営事業実施要領」(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 受託者は業務委託料をこの委託業務に係る用途以外に使用してはならない。
- 8 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(委託料の使用)

- 第2条 受託者は、委託料の使用に当たっては、次に掲げる委託料の費目(以下「費目」という。)の区分に応じ、それぞれ同表に定める内訳金額の範囲内で、これを使用しなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ書面により委託者に申請し、その承認を受けた場合は、委託料について、費目間において相互に流用することができる。
- 3 委託料について、費目間におけるいずれか低い額の30パーセント以内の流用については、前項の承認は要しないものとする。

費 目	金 額
人 件 費	円
事 務 費	円
委託料合計	円

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第4条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委任者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項

について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務担当員)

第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、業務処理責任者通知書(別記第1号様式)により委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

2 受託者は、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに、委託者に移転しなければならない。

(物品の供与)

第10条 委託者は、委託業務を処理するために必要な別表に掲げる物品を受託者に無償で供与するものとする。

2 受託者は、供与を受けた物品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、供与を受けた物品が不用となったときは、速やかに、委託者に返還しなければならない。

(調査等)

第11条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第11条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(実績報告等)

第 12 条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書（別記第 2 号様式）及び収支精算書（別記第 3 号様式）を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された実績報告書及び収支精算書を審査の上、業務委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第 13 条 受託者は、前条第 2 項の規定による通知を受けたときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 業務委託料の支払場所は、北海道上川総合振興局出納員の勤務の場所とする。

(概算払)

第 14 条 受託者は、委託業務の処理に必要な場合は、業務委託料の額の範囲内において、収支計画書により収支計画を明らかにして業務委託料の概算払の請求をすることができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けた場合において、委託業務の処理に必要があると認められたときは、遅滞なく、その支払をするものとする。

3 前条第 3 項の規定は、概算払をする業務委託料について準用する。

(預金利子の取扱い)

第 15 条 受託者は、委託者から支払を受けた委託料の額に預金利子が生じたときは、利子記入期（解約した場合にあっては、当該解約の時）ごとに受託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の預金利子に相当する額を委託者の発する納入通知書により、委託者に納入しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委託者の任意解除権)

第 18 条 委託者は、次条及び第 20 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第 19 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 20 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第 22 条又は第 23 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方として

いた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第 21 条 第 19 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第 22 条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の 30 日前までに、委託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第 23 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第 24 条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第 25 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 19 条又は第 20 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項各号に定める場合（前項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第 26 条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその

賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第 27 条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 23 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第 28 条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第 29 条 委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(契約に定めのない事項)

第 30 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別表(供与備品一覧表)

備品名	取得年度	規格・型式	数量	備品管理番号	
ITPA 検査用具	16	言語能力診断検査 日本文化科学社	1	030601	(18) 第 0003 号
随意運動発達検査セット	16	発達科学研究教育センター	1	030601	(18) 第 0004 号
田中ビネー検査用具	16	TK式 田研出版	1	030601	(18) 第 0005 号
応接セット	16	テーブル×1 1人掛椅子×4	1	010102	(18) 第 0007 号
田中ビネーV検査用具	16	田研出版	1	030601	(18) 第 0006 号
K-ABC 解析プログラム CD-ROM	16	丸善メイツ(株) K-ABC センター	1	030208	(18) 第 0058 号
言語発達遅滞検査器具	17	Bタイプ (S-S法)	1	030601	(22) 第 0009 号
新版ポータージ 早期教育プログラム器材	17		1	030601	(22) 第 0010 号
JMAP日本版ミラー乳児 発達スクリーニング検査器具	17		1	030601	(22) 第 0011 号
TOM心の理論課題検査器具	17		1	030601	(22) 第 0012 号
鈴木ビネー知能検査改訂版 検査用具	19	知能診断検査 日本文化科学社	1	030601	(19) 第 0001 号
DN-CAS 認知評価システム 検査用具	19	知能診断検査 日本文化科学社	1	030601	(19) 第 0002 号
K-ABC 解析プログラム EX	19	知能診断検査 丸善メイツ	1	030601	(19) 第 0003 号
箱庭療法用具	23	メルコム 特別セット HAS-04	1	030601	(23) 第 0002 号
日本版 WISC-IV 知能検査 換算アシスタント	25	日本文化科学社	1	030601	(25) 第 0001 号
日本版KABC-II 基本セット (専用バック付)	26	丸善出版株式会社	1	030601	(26) 第 0002 号

